

じゅうよう じこう せつめいしょ いどうしえん
重要事項説明書（移動支援）

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に
対して、社会福祉法第76条及び「名古屋市移動支援事業実施要綱」の規定に基づき、
当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただ
きたいことを事業者が説明するものです。

1 移動支援サービスを提供する事業者について

事業者名称	かぶしきがいしゃえいち ていねっとわーく 株式会社 H・T ネットワーク
代表者氏名	はしもと こうじ 橋本 晃治
本社所在地 連絡先・電話番号	あいちけんかすがいしあじよしはくさんちよう 愛知県春日井市味美白山町1-11-14
法人設立年月日	へいせい30ねん8がつ3にち 平成30年8月3日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名所	はーとふるとりーとめんと ハートフルトリートメント
サービスの 主たる対象者	ぜんしんせいしょう しゃ じ 全身性障がい者・児 ちてきしょう しゃ じ 知的障がい者・児 せいしんしょう しゃ じ 精神障がい者・児
名古屋市指定 事業所番号	2367309776号（れいわ6ねん 3がつ 1にちしてい 令和6年 3月 1日指定）
事業所所在地	なごやしきたくやすいいちちようめ28ばん9ごう 名古屋市北区安井一丁目28番9号
連絡先 相談担当者名	でんわ 電話 090-2948-0643 ・ Fax 0568-44-0876 はしもと こうじ 橋本 晃治
事業所の通常の 事業実施地域	なごしぜんいき 名古屋市全域

じぎょうしょ おこなうほか 事業所が行なう他の指定障がい福祉サービス	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護 きょたくかいご 居宅介護 2317302079 号 (令和6年3月1日指定) 2317302079 号 (令和6年3月1日指定)
--	--

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょうの もくてき 事業の目的	この規程は、株式会社H・Tネットワーク（以下「事業者」という。）が開設するハートフルトリートメント（以下「事業所」という。）が行う、名古屋市における移動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が支給決定を受けた利用者及び障害児（以下利用者等という。）に対し、適正な移動支援事業を提供することを目的とする。
うんえいほうしん 運営方針	1 事業所の従事者は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。 2 事業所の従業員は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつよう きんようび こくみん しゅくじつおよび12がつ29にち 1がつ3にち のぞく 月曜～金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
えいぎょうじかん 営業時間	ごぜん9じ ごご6じ 午前9時から午後6時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

ていきょうひ サービス提供日	げつよう きんようび 月曜～金曜日
ていきょうじかん サービス提供時間	ごぜん9じ ごご6じ 午前9時～午後6時

(5) 事業所の職員体制

かんりしゃ 管理者	はしもと こうじ 橋本 晃治
---------------------	--------------------------

職種 しやくしゆ	職 務 内 容 しよく む ない かたち	人員数 じんいんすう
管理者 かんりしや	<p>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	<p>常 勤 1人</p>
サービス提供責任者 さーびす ていきやう せきにんしや	<p>事業所に対する移動支援の利用の申込みにかかる調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び移動支援計画書の作成にあたる。</p>	<p>常 勤 1人以上</p>
ヘルパー へるぱー	<p>移動支援の提供にあたる。</p>	<p>常 勤 2人以上</p> <p>非常勤 1人以上</p>

3 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類 さーびすくぶん しゆるい	サ ー ビ ス の 内 容 さーびすの ない かたち
<p>移動支援 いどうしえん</p>	<p>利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元にサービスを提供をします。</p>

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、名古屋市の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に

利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金の目安は、次表のとおりです。

(第15条関係)

移動支援の所要時間	個別支援の費用の額	グループ支援の費用の額
20分～30分	2500円	1700円
30分超～1時間	3100円	2100円
1時間超～1時間30分	3300円	2400円
1時間30分超～2時間	3800円	2800円

【加算項目】

下記の要件をすべて満たす場合に加算を算定する。

- ① 片道支援
- ② 外出内容は下記に該当する外出（以下、「通所等」という。）に限定
 - ア 小・中・高校・大学への通学
 - イ 障害福祉サービス事業所等への通所※障害福祉サービス事業所（通所）、
障害児通所支援事業所、地域活動支援事業所
- ③ 片道の移動に1時間を越えた時間（算定時間1.5時間以上）を要する外出

5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

<p>利用者負担額 その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)口座振替</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
--	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い

期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、

契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	橋本 晃治
	イ	連絡先電話番号	090-2948-0643
	ウ	ファックス番号	0568-44-0882
	エ	受付日および受付時間	9時～18時

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、

当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者

負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更が

あった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供に

あたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや

訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者

及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについて

お気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(3) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させて

いただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく

場合があります。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設に

おける虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会

援護局障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	はしもと こうじ 橋本 晃治
-------------	-------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
--------------------------	--

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
----------------------	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	名古屋市	
	担当課	健康福祉局障害福祉部障害支援課	
	電話番号・FAX	電話：052-972-3965	FAX：052-954-6920

12 身分証携行義務

移動支援従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

移動支援事業者は、移動支援の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当たり、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ① 移動支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 移動支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 移動支援サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順はいかの通りとします。

・苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、

状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。

・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ

は必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までに

連絡する。)

<p>(事業者の窓口) 【事業者の窓口】 ハートフルトリートメント 担当：橋本 晃治</p>	<p>所在地 名古屋市北区安井一丁目28番9号 電話番号 052-700-9084 FAX 0568-44-0882 受付時間 9時～18時</p>
<p>(市町村の窓口) 【市町村の窓口】 名古屋市健康福祉局障害者支援課</p>	<p>所在地 中区栄三丁目18番1号1階イパ-ビル10階 電話番号 052-238-0567 FAX 052-238-0578 受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:15 (休日・祝日・年末年始を除く)</p>
<p>(公的団体の窓口) 【公的団体の窓口】 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談センター</p>	<p>所在地 名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市総合社会福祉会館5階 電話番号 052-910-7976 FAX 052-910-7977 受付時間 平日の午前9時から正午、及び午後1時から午後5時</p>

19 第三者評価の実施状況

第三者評価実施の有無	有・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有・ 無

20 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和6年 4月 5日
-----------------	------------

上記内容について、「名古屋市指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害

福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋

屋市条例第80号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業所名	ハートフルトリートメント	
説明者氏名	はしもと こうじ 橋本 晃治	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印